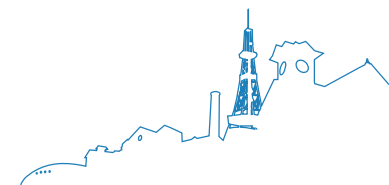


# 第1回部活動地域移行及び地域スポーツ・文化芸術活動の 機会確保に向けた検討委員会 参考資料



資料番号	資料タイトル
参考資料1	運動部活動の地域移行に関する検討会議提言(令和4年6月6日)の概要
参考資料2	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【概要】(令和4年12月)
参考資料3	中学校部活動参加生徒数及び部活動数等の推移一覧
参考資料4-1	運動部活動設置状況(令和5年度)
参考資料4-2	文化部活動設置状況(令和5年度)
参考資料5	札幌市立学校における部活動の方針
参考資料6	部活動外部人材の職務等の比較表
参考資料7	会計年度任用職員(部活動指導員)設置要綱
参考資料8	部活動特別外部指導者活用事業実施要項
参考資料9	令和5年度運動部活動「学校間連携方式」の実施について(通知)
参考資料10	R4年度札幌市地域部活動推進モデル事業報告書
参考資料11	部活動の地域移行に関するアンケート調査結果
参考資料12	「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について(令和4年12月27日文部科学省・スポーツ庁・文化庁通知)

# 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要



※公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部）における運動部活動を対象

運動部活動の  
意義と課題

意義

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に**持続可能性**という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行**。〈生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和2年84万人〉
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担**。〈土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増〉
- 地域では、**スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

これまでの  
対応

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘

目指す  
姿勢

- 少子化の中でも、**将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保**。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- スポーツは、**自発的な参画**を通して「**楽しさ**」「**喜び**」を感じることに本質。**自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出**。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保**。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

改革の  
方向性

- まずは、**休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする**
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標**  
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた**休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**
- 地域における**スポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等**にも着実に取り組む
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進**  
※改革を推進するための「**選択肢**」を示し、「**複数の道筋**」があることや、「**多様な方法**」があることを強く意識



課題への  
対応

<b>新たなスポーツ環境</b>	・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体 ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保	<b>大会</b>	・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請 ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援
<b>スポーツ団体等</b>	・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 ・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討	<b>会費や保険</b>	・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討 ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請
<b>スポーツ指導者</b>	・指導者資格の取得や研修の実施の促進 ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク ・指導者の確保のための支援方策の検討	<b>学習指導要領等</b>	・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討 ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価 ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す
<b>スポーツ施設</b>	・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの方策 ・スポーツ団体等に管理を委託		

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。  
 ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。  
 ※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

# 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要【各論】



## ○地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、実施主体として <b>多様なスポーツ団体等</b> （総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。 <b>学校関係の組織・団体</b> （地域学校協働本部や保護者会等）も想定。
活動内容	特定の運動種目に専念する活動だけでなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を経験できる活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、 <b>生徒の状況に適した機会を確保</b> 。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ <b>学校の体育施設</b> なども積極的に活用。
構築方法等	<b>まずは休日</b> について着実に進めた上で、 <b>次のステップとして平日</b> に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。 <b>市町村において</b> 、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる <b>協議会を設置</b> し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。 <令和4年度から令和6年度の取組を例示>

### 【具体的課題への対応】

現状と課題		求められる対応
スポーツ団体等の整備充実 (第3章)	・どの地域においても、受け皿となるスポーツ団体等の整備充実が必要だが、地域スポーツ団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について<b>先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供</b>。</li> <li>○ 中学生を受け入れるスポーツ団体等について、<b>必要な予算の確保やスポーツ振興くじ(toto)助成を含めた多様な財源の確保による国の支援</b>も検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。</li> </ul>
スポーツ指導者の質・量の確保方策 (第4章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。</li> <li>・教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>指導者資格の取得や研修の実施の促進</b>。JSPOは、競技団体等が主催する大会において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。</li> <li>○ <b>部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、企業・クラブチームや大学からの指導者の派遣、地域のスポーツ団体等と連携した人材バンクの設置など。指導者の確保(適切な対価の支払い等)のための国の支援方策</b>の検討。</li> <li>○ 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は<b>許可の対象となり得る例を周知</b>するとともに、教育委員会は<b>兼職兼業の運用に係る考え方を整理</b>。</li> </ul>
スポーツ施設の確保方策 (第5章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共スポーツ施設やスポーツ団体・民間事業者等が有するスポーツ施設だけでは足りない地域も想定される。</li> <li>・スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>学校体育施設の活用</b>を促進するため、地方公共団体やスポーツ団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、<b>利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整</b>を行う。</li> <li>○ 施設利用の促進・学校の負担軽減のため、放課後や休日の学校体育施設の管理を、指定管理者制度を活用するなどして<b>スポーツ団体等に委託</b>。</li> </ul>

現状と課題		求められる対応
大会の在り方 (第6章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大会の参加資格が学校単位に限定され、地域のスポーツ団体等の参加は認められていないものがある。</li> <li>・中体連と競技団体が主催する全国大会が併存。全国大会ではより上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化による怪我や故障、行き過ぎた指導等を招いている。</li> <li>・休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和5年度以降は、国は、地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。</li> <li>○ 地域において、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒や複数の運動種目を経験できる活動に参加している生徒等の<b>成果発表の場としてふさわしい大会を整備</b>。</li> <li>○ 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国からスポーツ団体等に対し、<b>全国大会の開催回数の精選</b>を要請。スポーツボランティアの活用。</li> <li>○ 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、<b>大会運営体制について適切に見直す</b>ことを要請。</li> </ul>
会費の在り方 (第7章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域スポーツに支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。</li> <li>・経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>学校施設の低額での貸与など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や用具の寄付等の支援</b>。</li> <li>○ 例えば、<b>地方公共団体における困窮する家庭へのスポーツに係る費用の補助</b>や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、<b>国による支援方策も検討</b>。</li> </ul>
保険の在り方 (第8章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行後も安心して地域でスポーツ活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国は、JSPOや各競技団体を通じて、地域のスポーツ団体等に対して、指導者や会員の保険加入を強く促す。</li> <li>○ <b>スポーツ安全保険について、災害共済給付と同程度の補償となるよう</b>、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。</li> </ul>
関連諸制度等の在り方 (第9章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校で運動部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域でスポーツ活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>学習指導要領</b>：部活動の課題や留意事項等について通知・学習指導要領総則解説編に明記。<b>次期改訂時</b>（注：前回は平成29年に改訂）に、学校は、<b>地域で行われるスポーツ団体等と連携・協働を深める</b>ことを規定することなどの見直しを検討。</li> <li>○ <b>高校入試</b>：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、<b>部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力について</b>、調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など<b>入試全体を通じて多面的に評価</b>。</li> <li>○ <b>教師の採用</b>：部活動指導に係る意欲や能力等について、採用選考にあたり評価したり、人事配置において過度に評価していることがあれば、<b>適切に見直し</b>。</li> </ul>

※地域移行が進められている間の学校における運動部活動の見直し（第10章）

運動部活動の地域移行を段階的に進めつつも、現在行われている学校の運動部活動についても、引き続き速やかな改革が求められる。  
（誰もが参加しやすい活動、複数の活動を経験できる活動日数や時間、指導体制の見直し、地域スポーツ団体等との連携・協働）

令和4年12月

# 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

## I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

## II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

## III 学校部活動の地域連携や

### 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
  - ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

## IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
  - ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

# 中学校部活動参加生徒数及び部活動数等の推移一覧

参考資料3

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
学校数(校)	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97
生徒数(人)	45,181	44,929	44,839	44,057	43,009	42,062	43,084	43,414	44,071	44,200	44,356
設置運動部数(部)	983	987	1,005	990	982	976	969	973	971	953	954
設置文化部数(部)	229	232	245	238	238	240	244	237	241	242	235
設置部数(部)	1,212	1,219	1,250	1,228	1,220	1,216	1,213	1,210	1,212	1,195	1,189
運動部活動部員数(人)	22,412	22,382	22,741	22,769	22,214	21,292	21,080	20,113	21,000	20,425	20,363
文化部活動部員数(人)	7,855	8,111	7,994	7,851	7,457	7,870	7,577	7,272	7,480	7,198	7,164
部活動部員数(人)	30,267	30,493	30,735	30,620	29,671	29,162	28,657	27,385	28,480	27,623	27,527
運動部活動参加率(%)	49.60%	49.82%	50.72%	51.68%	51.65%	50.62%	48.93%	46.33%	47.65%	46.21%	45.91%
文化部活動参加率(%)	17.39%	18.05%	17.83%	17.82%	17.34%	18.71%	17.59%	16.75%	16.97%	16.29%	16.15%
部活動参加率(%)	66.99%	67.87%	68.55%	69.50%	68.99%	69.33%	66.51%	63.08%	64.62%	62.50%	62.28%

5

# 運動部活動の設置状況①

	野球		男子バスケット		女子バスケット		男子バレーボール		女子バレーボール		男子卓球		女子卓球	
	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数
中央区	7	144	8	216	6	96	1	19	6	151	3	88	3	34
北区	12	225	13	358	13	235	5	111	8	191	11	275	11	110
東区	12	197	12	329	12	213	3	72	10	247	8	217	8	100
白石区	8	133	8	214	8	165	2	51	6	144	8	206	7	56
厚別区	7	146	6	122	4	76	1	10	5	102	3	75	3	44
豊平区	9	221	8	225	9	148	4	70	6	129	6	139	6	98
清田区	6	130	6	157	6	111	3	65	4	101	3	43	3	31
南区	9	174	8	162	8	123	3	68	8	169	4	114	4	39
西区	10	197	9	278	7	115	4	109	9	277	7	225	7	125
手稲区	8	118	7	203	7	154	3	64	5	149	1	14	2	29
合計	88	1,685	85	2,264	80	1,436	29	639	67	1,660	54	1,396	54	666

	男子サッカー		男子ソフトテニス		女子ソフトテニス		男子バドミントン		女子バドミントン		男子陸上競技		女子陸上競技	
	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数
中央区	6	147	3	66	5	105	5	163	5	176	5	116	5	51
北区	14	315	6	176	7	166	13	312	13	411	8	145	8	83
東区	12	279	6	106	7	145	13	339	13	342	6	121	6	76
白石区	8	183	7	124	7	134	5	163	5	181	3	51	3	21
厚別区	5	117	5	95	5	102	6	188	6	185	2	22	2	20
豊平区	7	143	5	139	6	183	5	155	5	145	3	69	3	37
清田区	4	77	4	91	4	79	6	203	6	196	4	105	4	58
南区	7	90	5	93	5	106	6	108	6	89	6	98	6	70
西区	8	237	4	79	8	198	5	149	5	172	6	129	6	76
手稲区	6	178	7	172	7	147	4	99	5	131	7	148	7	70
合計	77	1,766	52	1,141	61	1,365	68	1,879	69	2,028	50	1,004	50	562

# 運動部活動の設置状況②

7

	ソフトボール		女子サッカー		男子水泳		女子水泳		男子スキー		女子スキー		男子体操	
	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数
中央区														
北区			2	5										
東区	1	20	2	2									1	1
白石区														
厚別区														
豊平区					1	2			1	1				
清田区														
南区			2	4									1	5
西区			1	2			1	1			1	2		
手稲区			2	3										
合計	1	20	9	16	1	2	1	1	1	1	1	2	2	6

	女子体操		男子柔道		女子柔道		男子ハンドボール		女子ハンドボール		男子剣道		女子剣道	
	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数
中央区			1	20	1	10								
北区											1	8	1	6
東区	1	13	1	8	1	3								
白石区			2	28	2	29					2	19	2	17
厚別区			1	17	1	5	2	71	2	41	1	2		
豊平区							1	30	1	12				
清田区											1	4	1	9
南区	1	20					2	58	2	27	1	8	1	10
西区			1	3	1	2					1	6	1	4
手稲区														
合計	2	33	6	76	6	49	5	159	5	80	7	47	6	46

	新体操		男子硬式テニス		女子硬式テニス		男子駅伝		女子駅伝		アイスホッケー		ラグビー	
	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数
中央区														
北区			1	21	1	16	1	21					1	6
東区			1	39	2	48								
白石区														
厚別区	1	1												
豊平区											1	1	1	10
清田区														
南区														
西区	1	2					1	27	1	9				
手稲区														
合計	2	3	2	60	3	64	2	48	1	9	1	1	2	16



# 文化部活動の設置状況

〇

	合唱		吹奏楽		リコーダー		和太鼓		文芸		書道		演劇		美術		科学	
	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数
中央区	3	48	7	282							1	12	2	54	7	321	3	137
北区	6	176	11	384									2	44	13	438	2	77
東区	3	29	9	312			1	20			2	23	2	73	11	358		
白石区	4	84	5	165									1	20	6	254	1	20
厚別区	1	16	5	172							2	42			6	201		
豊平区			8	273									1	47	6	231	1	58
清田区	2	25	6	208					1	15			1	23	4	73		
南区	1	9	8	219									1	17	6	133		
西区	7	180	5	197	1	9	1	14			1	14	1	16	8	292		
手稲区	1	29	9	315											9	259		
合計	28	596	73	2,527	1	9	2	34	1	15	6	91	11	294	76	2,560	7	292

	社会		家庭		将棋		コンピュータ		茶道		映画・写真		工芸		奉仕		英語	
	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数	部数	部員数
中央区									1	35							1	31
北区							1	16	2	11			1	39				
東区					2	19			1	18			1	9	1	44		
白石区											1	49						
厚別区							1	6	1	31								
豊平区							2	59	1	24							1	18
清田区			1	25									1	31				
南区	1	25							2	65								
西区					1	18			1	34								
手稲区																		
合計	1	25	1	25	3	37	4	81	9	218	1	49	3	79	1	44	2	49

## 札幌市立学校に係る部活動の方針

札幌市教育委員会  
平成31年3月  
(最終改定 令和2年3月)

## はじめに

平成 29 年 3 月に告示された新学習指導要領では、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することとされています。

札幌市においては、自然豊かで文化芸術の薫り高い、恵まれた風土を生かした学校教育の推進を通じて、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら問題を解決する資質や能力等の「学ぶ力」や、他者を思いやる心や生命を尊重する心、自然や美しいものに感動する心などの「豊かな心」、生涯を通じて健康・安全で活力のある生活を送るための基礎となる「健やかな体」の育成を図るなど、学校教育全体を通じて子どもたちに、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む教育を進めております。

また、平成 26 年に設置した運動部活動在り方検討委員会の議論等を踏まえ、平成 29 年 11 月の「生徒・教職員双方の負担を踏まえた部活動活動基準の設定等について」（札幌教第 1043 号）において、札幌市立学校における部活動活動基準を設定し、平成 30 年 4 月から実施をしております。

そのような中、平成 30 年 3 月にスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、平成 30 年 12 月に文化庁から「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示され、平成 31 年 1 月 30 日には「北海道の部活動の在り方に関する方針」が策定され、北海道・北海道教育委員会から通知されたところです。

このたび、札幌市教育委員会では、それらのガイドラインや通知等を踏まえ、今後の札幌市の部活動の在り方が明確となるよう本方針を策定しました。

本方針に則り、各学校の部活動に係る活動方針を作成することで、各学校の教育活動における部活動の位置付けを明確にするとともに、教育課程との関連が図られ、より多くの生徒に生きる力が育まれる部活動が推進されることを期待しています。

## 札幌市立学校に係る部活動の方針

### 目 次

- 1 本方針について
  - (1) 本方針策定の趣旨
  - (2) 本方針の対象範囲
- 2 部活動の意義
- 3 札幌市の教育と部活動
  - (1) 「学ぶ力」の育成
  - (2) 「豊かな心」の育成
  - (3) 「健やかな体」の育成
- 4 適切な運営のための体制整備
  - (1) 各学校の部活動に係る活動方針の策定等
  - (2) 学校における指導・運営に係る体制の構築
  - (3) 開かれた部活動の推進
  - (4) 札幌市における指導・運営に係る体制の構築
- 5 部活動指導・運営に当たっての留意点
  - (1) 安全の確保
  - (2) 熱中症事故の防止等
  - (3) バランスのとれた活動
  - (4) 女子の指導に当たって
  - (5) 不適切な鉄剤の静脈内注射の防止
- 6 生徒・教職員双方の負担を踏まえた部活動活動基準の設定等について
  - (1) 札幌市立学校における部活動の現状と課題
  - (2) 課題解消に向けた考え方
  - (3) 札幌市立学校における部活動活動基準
- 7 生徒のニーズを踏まえた環境の整備
  - (1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置
  - (2) 地域との連携等

- 【参考資料 1】 本方針の項目と実施対応表  
【参考資料 2】 「学校の部活動に係る活動方針」策定例  
【参考資料 3】 各部活動の年間の活動計画作成例  
【参考資料 4】 各部活動の毎月の活動計画作成例

## 1 本方針について

### (1) 本方針策定の趣旨

ア 生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツや芸術文化等の活動に親しむことを通して、学ぶ力や豊かな心、健やかな体の育成を目指した教育の充実に努めること。
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制したりすることがないように留意すること。
- ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- ・ 可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

イ 学校は、本方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに部活動の改革に取り組む。

### (2) 本方針の対象範囲

ア 本方針は、中学校（中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）段階の部活動を主な対象とする。

イ 本方針の基本的な考え方は、高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）段階の部活動についても原則として適用し、速やかに各学校の部活動の改革に取り組む。その際、高等学校段階では、中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び個々の進路に応じて、多様な教育が行われている点に留意する。

## 2 部活動の意義

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

【中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月文部科学省）総則第 1 章第 5 の 1 のウ】

【高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月文部科学省）第 1 章総則第 6 款の 1 のウ】

【特別支援学校高等部学習指導要領（平成 31 年 2 月文部科学省）第 1 章総則第 2 節第 6 款 1 の (3)】 から抜粋

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高い。

教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、例えば、運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

### 3 札幌市の教育と部活動

目指す人間像

## 自立した札幌人

- 未来に向かって 創造的に考え、主体的に行動する人
- 心豊かで 自他を尊重し、共に高め合い、支え合う人
- ふるさと札幌を心にもち、国際的な視野で学び続ける人

本市では、札幌市教育振興基本計画において、札幌市の教育が目指す人間像「自立した札幌人」を掲げており、学校教育においては、その実現に向け、学ぶ力の育成、豊かな心の育成、健やかな体の育成を学校教育の重点に位置付け、子どもの「知・徳・体の調和のとれた育ち」を促すための教育の充実を図っている。

学校教育の一環として行われる部活動については、札幌市学校教育の重点を踏まえた教育課程との関連を図った活動を通じて、札幌市が目指す人間像の実現を目指すことが求められる。部活動の見直しを行う上では、学校教育の重点に位置付けられている以下の内容を踏まえて改善・充実を図る必要がある。

#### (1) 「学ぶ力」の育成

##### ■分かる・できる・楽しい授業づくりの充実

##### 「子どもが自ら考え、判断し、表現する学習活動」の充実

- ・自ら疑問や課題をもち、主体的に解決する「課題探究的な学習」を取り入れた授業の工夫

##### 「自分への自信をもたせるきめ細かい指導」の充実

- ・基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図り、子どもが分かる・できる喜びを実感できるよう、個に応じた指導を充実
- ・生きて働く知識や技能の習得に向け、その活用場面を位置付けた授業の充実
- ・一人一人のよさや伸びを認める指導と評価の一層の充実

学ぶ力を育成するためには、部活動においても「課題探究的な学習」を取り入れることが効果的である。例えば、スポーツ活動では「どうすれば、もっと競技力を高められるだろうか」、音楽活動では「どうすれば、もっとイメージが伝わる表現ができるだろうか」といった課題を生徒自らがもち、「足りない技能を高める新たな練習方法を取り入れてみたらどうだろうか」「仲間とイメージを共有するために、各自が持っているイメージを言葉で伝えあってみたらどうか」など、課題の解決に向けた追究を生徒が自ら行うなどのことが考えられる。

指導者は、「生徒に考えさせる場面」と「教える場面」のバランスのとれた活動を心掛けるとともに、生徒が自ら課題を発見し、主体的に解決を図るプロセスの中で、

必要な知識や技能等を身に付け、力を伸ばすことができるよう、生徒が自分で決めることを促し、伸びを認め、取組を支えるように関わるのが大切である。

## (2) 「豊かな心」の育成

### ■豊かな感性と社会性を育む教育の推進

- ・社会に奉仕する精神を育むために高齢者等との触れ合いやボランティア活動など、社会福祉や地域貢献についての取組の充実
- ・豊かな感性を育むために、自然や文化、芸術に親しむことができる活動の充実
- ・自己肯定感を高めるとともに、思いやりの心、規範意識、人間関係を築く力や社会参画への意識を育む教育活動の充実

部活動において生徒が主体的に課題解決に向けた追究を行うプロセスでは、他者との関わりや対話が求められる。活動の中で関わる仲間や指導者、活動を支える保護者、地域の人々との交流を通じて、自己肯定感、思いやりの心、規範意識、他者の思いを推し量る創造力や感性、人を敬う気持ちなどを育むことができる。

指導者は生徒の豊かな感性や社会性を育むことを意図して部活動の運営を工夫する必要がある。

## (3) 「健やかな体」の育成

### ■札幌市としての「体力」の押さえ～さっぽろっ子「健やかな体」の育成プランから

「健やかな体」の基礎となる体力は、生涯にわたる健康維持のほか、気力を充実し、知性を高めていく基盤となるものであり、これからの変化の激しい社会を生き抜いていくために、極めて重要なものである。

### ■体育・健康に関する指導の充実により子どもに育みたい3つの力

- ・「健やかな体づくりへの意欲（主体的に健康の保持増進を図る態度）」
- ・「学んだ力（運動、健康、安全に関する基礎的・基本的な知識及び技能）」
- ・「活かす力（学んだ力を日常生活に活かす思考力、判断力、表現力等）」

生徒が自らの興味・関心に応じて部活動に参加し、同好の仲間と交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、楽しさや喜びを味わうことは、体力の向上や心身の健康の増進につながるものである。

指導者は、生徒の体力の向上や心身の健康の保持増進を図ることを意図して、健康三原則といわれる「運動・食事・睡眠」の大切さへの理解を深める指導を行うとともに、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に十分に留意して部活動の運営を行う必要がある。



#### 4 適切な運営のための体制整備

##### (1) 各学校の部活動に係る活動方針の策定等

- 中学校長、中等教育学校長、高等学校長及び部活動を設置している特別支援学校長は、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- 中学校長、中等教育学校長、高等学校長及び部活動を設置している特別支援学校長は、「学校の部活動に係る活動方針」を学校ホームページに掲載する。

ア 部活動の適正な運営を図り、保護者、地域の理解を促進させるため、校長は本方針に則り、平成 31 年度中に「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、学校ホームページに掲載をする。

イ 1 (2)イで示したとおり、高等学校についても原則として本方針を適用としているが、「学校の部活動に係る活動方針」の策定と学校ホームページへの掲載については、必ず行う。

ウ 校長は、体育文化振興会等の会則等がすでにある場合には、「学校の部活動に係る活動方針」と会則等との位置付けを明確にしておく。

##### (2) 学校における指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒数や教職員の数、外部顧問（部活動指導員）の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画（休養日及び活動開始時間・終了時間、活動場所等）を作成し、校長に提出する。また、活動計画等について保護者への周知を図る。

なお、本方針の添付資料として掲載している年間の活動計画作成例、毎月の活動計画作成例を必要に応じて活用することができる。

ウ 部活動顧問は、毎月の活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を校長に報告する。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、生徒及び部活動顧問の負担が過度とにならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導を行う。

### (3) 開かれた部活動の推進

- ア 校長は、部活動の運営を部活動顧問のみに任せることなく、学校組織全体として、全教職員で部活動運営に関わる校内体制を構築する。
- イ 校長は、部活動顧問の会議等を必要に応じて開催し、各部の連携が図られる体制を構築する。なお、会議には外部指導者等の参加も検討する。
- ウ 部活動運営には、保護者の理解と協力が不可欠であることから、校長は保護者と部活動顧問及び外部指導者等と連携、協力しながら活動できる組織体制を整えることに努める。
- エ 部活動顧問は保護者との情報交換の機会を工夫し、活動方針や活動内容についての共通理解が図られるよう努める。

### (4) 札幌市における指導・運営に係る体制の構築

- ア 教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員（外部顧問）の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員（外部顧問）を任用し、学校に配置する。  
なお、部活動指導員や特別外部指導者の任用・登録に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、研修を行う。
- イ 教育委員会は、部活動の指導者を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る研修等の取組を行う。

## 5 部活動指導・運営に当たっての留意点

### (1) 安全の確保

ア 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、活動における事故等の発生時の対応手順について、確認をしておく。

イ 部活動顧問は、専門的知見を有する各教科担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態及び活動における安全の確保等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導を行う。

### (2) 熱中症事故の防止等

ア 校長は、熱中症事故の防止の観点から、これまでの札幌市の通知や熱中症予防運動指針（日本体育協会）及び気象庁の高温注意情報等を参考に、高温や多湿時において、部活動（大会、練習試合等も含め）が予定されている場合については、活動の配慮、延期や中止等の対応をするよう、部活動顧問等に指導を徹底すること。

イ 部活動顧問は、生徒が活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。また、万一熱中症が疑われた場合には、保護者との連携を図りつつ、体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。

### (3) バランスのとれた活動

ア 部活動顧問は、部活動には様々な競技力や技術力をもった生徒が集まり、多様な技能レベルや多様なニーズがあることを理解した上で、部活動に参加するどの生徒にも、持続可能な活動となるように配慮した部活動運営を心掛ける。

イ 運動部活動指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障がい・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、限られた時間の中で効果的な指導を行う工夫をすること。

ウ 文化部活動指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効果的・効率的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、限られた時間の中で効果的な指導を行う工夫をすること。

#### (4) 女子の指導に当たって

部活動顧問は、女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題(女性アスリートの三主徴(利用可能エネルギー不足<sup>1</sup>、無月経及び骨粗しょう症)、貧血等)の予防対策に関する正しい知識を得た上で行う。

#### (5) 不適切な鉄剤の静脈内注射の防止

安易な鉄剤の静脈内注射は、鉄分の過剰摂取につながりやすく、鉄が肝臓、心臓、すい臓、甲状腺、内分泌臓器及び中枢神経などに沈着し、機能障害を引き起こしたり、ヘモグロビンをつくる能力の低下を招いたりする恐れがある。また、鉄剤の静脈内注射は経口による鉄剤の投与が困難又は不適當である場合に限って使用されるべきものとされている。したがって、鉄剤の静脈内注射が児童生徒の健康を害する危険性を理解した上で、疲れやすく競技のパフォーマンスが低下しているなどの競技者からの訴え等に対して、部活動指導者等は安易に鉄剤の静脈内注射の使用を医師に求めることなく医師の診断に従い、適切に治療を受けるよう促すことが必要である。

---

<sup>1</sup> 「利用可能エネルギー」

食事からとる摂取エネルギーから運動により消費されるエネルギーを引いた残りのエネルギー量をさします。これは基礎代謝や日常活動に使用可能なエネルギー量です。つまり、「利用可能エネルギー不足」とは、運動によるエネルギー消費量に対して、食事などによるエネルギー摂取量が不足した状態をさし、この状態が続くと、身体の諸機能に影響を及ぼすと考えられます。

## 6 生徒・教職員双方の負担を踏まえた部活動活動基準の設定等

### (1) 札幌市立学校における部活動の現状と課題

ア 一部の部活動においては、活動時間が長時間に及んでいるほか、定期的な休養日も設定されておらず、生徒の成長期における安全面、健康面等で、負担が過重になりがちである。

イ 地域及び複数の教職員が協力体制で部活動の運営にあたることが望ましいが、実質的な運営については、部活動顧問が単独で担っていることが多く、負担が集中しがちである。

### (2) 課題解消に向けた考え方

ア 2で示したとおり、部活動は教育活動の一環であることから、全教職員の共通理解の下、学校として部活動の意義や目的を共有し、部活動顧問のみに過度な負担が及ばぬよう、学校全体で取り組んでいく意識醸成を図る。また、必要に応じて地域・保護者との対話を重ねるなど、部活動の意義や目的の共通理解に努める。

イ 自校の部活動が学校として共有している部活動の意義や目的に沿ったものになっているかを再確認する。例えば、勝利至上主義的な観点で練習時間や活動内容が設定されることにより、生徒及び部活動顧問双方にとって、過度の負担が生じていないか等について、学校単位で適宜点検し、活動内容、練習時間の見直しを図る。

ウ 部活動の休養日（例えば「ノー部活デー」等）を学校として定期的に設定し、生徒及び部活動顧問の疲労回復や心身のリフレッシュを図る。

エ 外部人材の活用を積極的に推進し、適切な部活動数を保持するとともに、指導の充実と部活動顧問の負担軽減を両立することで、部活動顧問の担い手の拡充を図る。

オ 今後、国のガイドラインにおける、休養日設定等の内容を踏まえ、必要な活動基準の見直しを行う。

### (3) 札幌市立学校における部活動活動基準

#### 【札幌市立学校における部活動活動基準】

- 1 少なくとも月に1回は、学校として平日にすべての部活動の休養日を設定する。
- 2 毎週、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）のいずれかを休養日とする。
- 3 少なくとも週に1日は、平日に休養日を設定する。
- 4 通常の活動時間は、長くとも平日2時間程度とする。
- 5 土日、祝日、長期休業期間中の活動時間は、長くとも3時間程度とする。
- 6 長期休業期間中の休養日の設定は学期中に準じた取扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 7 週末に大会参加等で休養日を設定せずに活動した場合には、休養日を他の日に振り替える。

※ 過重な活動とならないよう留意する。

※ 高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む）段階の部活動についても、この部活動活動基準は原則として適用するが、高等学校段階では、中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び個々の進路に応じて、多様な教育が行われていることを踏まえ、各学校の校内事情等に応じた対応もあり得ることとする。なお、その場合においても、過重な活動とならないよう、十分留意する。

ア 校長は、4(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえ、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

イ 校長及び部活動顧問は、参加する試合や大会、コンクール、発表会、地域の行事、催し等については、教育上の意義や、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないことを考慮して、精査する。

## 7 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

ア 校長は、生徒には多様なニーズがあることを理解し、競技力や技能等の向上や大会、コンクール等での好成績を目指す活動以外に、友達と一緒に楽しむことを主眼に置き、適度な頻度で活動するなど、生徒が参加しやすい部を設置することも考えられる。

イ 教育委員会は、単一の学校では部活動を設けることができない場合には、複数校合同チームの結成を支援したり、学校間連携方式の取組を継続したりするなど、生徒の活動の機会が極力損なわれないよう取り組む。

### (2) 地域との連携等

校長は、生徒がスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて地域の各関係団体等と連携し、生徒の活動のための環境整備を進める。

【参考資料 1】 本方針の項目と実施対応表

項目	小項目	校長	顧問（指導者）
4 適切な運営のための体制整備	(1) 各学校の部活動に係る活動方針の策定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>「学校の部活動に係る活動方針」を策定</li> <li>「学校の部活動に係る活動方針」を学校ホームページに掲載</li> <li>体育文化振興会等の会則等がある場合には、「学校の部活動に係る活動方針」と会則等の明確な位置付け</li> </ul>	
	(2) 学校における指導・運営に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な数の部を設置</li> <li>各部の活動内容を把握し、運営体制等について指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間の活動計画並びに毎月の活動計画を校長に提出</li> <li>各部の活動計画等を保護者へ周知</li> <li>活動実績を校長に報告</li> </ul>
	(3) 開かれた部活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内体制の構築</li> <li>部活動顧問の会議等の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者との情報交換の機会を工夫</li> </ul>
5 部活動指導・運営に当たったの留意点	(1) 安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶</li> <li>事故等の発生時の対応手順の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶</li> <li>事故等の発生時の対応手順の確認</li> <li>各教科担当の教師や養護教諭等との連携・協力</li> </ul>
	(2) 熱中症事故の防止等	<ul style="list-style-type: none"> <li>高温や多湿時における活動の配慮、延期や中止等の対応について部活動顧問に指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水分や塩分の補給、健康管理の徹底</li> <li>事故等の発生時の対応手順の確認</li> </ul>
	(3) バランスのとれた活動		<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒の多様な技能レベルやニーズに配慮した部活動運営</li> <li>限られた時間の中で効果的な指導を行う工夫</li> </ul>



	(4) 女子の指導に当たって		<ul style="list-style-type: none"> <li>女性特有の健康問題の予防対策に関する正しい知識に基づく指導</li> </ul>
	(5) 不適切な鉄剤の静脈内注射の防止		<ul style="list-style-type: none"> <li>安易に鉄剤の静脈内注射の使用を医師に求めることなく、適切に治療を受けるよう促す</li> </ul>
6 部の活動活動基準	(3) 札幌市立学校における部活動活動基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部の休養日及び活動時間等を設定し公表</li> <li>各部の参加する試合や大会、コンクール、発表会、地域の行事、催し等について精査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部の参加する試合や大会、コンクール、発表会、地域の行事、催し等について精査</li> </ul>
7 踏まえた生徒のニーズを踏まえた環境の整備	(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様なニーズに応じた部を設置することも考えられる</li> </ul>	
	(2) 地域との連携等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の各関係団体等と連携した、環境整備を進める</li> </ul>	

【参考資料 2】 「学校の部活動に係る活動方針」策定例

平成○年度 札幌市立○○中学校 部活動に係る活動方針

- 1 部活動の意義
- 2 開設する部活動
- 3 運営のための体制整備
- 4 指導・運営に当たっての留意点
  - ・ 安全への配慮
  - ・ バランスのとれた活動
- 5 部活動活動基準（札幌市立学校における部活動活動基準に基づき設定）
- 6 その他

※ 上記例を参考にしながら、各学校の実態に応じた活動方針を策定し、学校ホームページに掲載する。

【参考資料 3】 各部活動の年間の活動計画作成例

札幌市立〇〇中学校

## 平成〇年度 〇〇部 年間活動計画

部の活動目標	
--------	--

月	活動予定	休養日設定	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動見学期間</li> <li>・部活動入部式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度初めを含む休養日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動部長会</li> <li>・保護者会</li> </ul>
5月			
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中体連激励会</li> <li>・中体連〇〇区大会（〇〇中学校）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期テスト前休養日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動写真撮影</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中体連全市大会（〇〇体育館）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動部長会</li> <li>・保護者会</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中体連全道大会（〇〇市）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お盆休みを含む1週間程度の休養日</li> </ul>	
9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期テスト前休養日</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中体連新人戦大会（〇〇中学校）</li> </ul>		
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇大会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期テスト前休養日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動部長会</li> <li>・保護者会</li> </ul>
12月			
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇大会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年末年始を含む1週間程度の休養日</li> </ul>	
2月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期テスト前休養日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動部長会</li> <li>・保護者会</li> </ul>
3月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度末を含む休養日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年生を送る会</li> </ul>

顧問氏名	〇〇 〇〇
------	-------

※ 上記例を参考にしながら、各学校の実態に応じた年間活動計画を作成する。

【参考資料 4】 各部活動の毎月の活動計画作成例

平成〇年〇月〇日  
札幌市立〇〇中学校

## 〇〇部 〇月の活動計画

日	曜	活動場所	開始時間	終了時間	活動時間	備考	休養日
1日	月						○
2日	火	体育館	16:20	18:20	2h		
3日	水	体育館	16:20	18:20	2h		
4日	木	〇階廊下	16:20	18:20	2h		
5日	金	体育館	16:20	18:20	2h		
6日	土	〇〇中学校	9:00	12:00	3h	合同練習	
7日	日						○
8日	月	〇階廊下	16:20	18:20	2h		
9日	火	体育館	16:20	18:20	2h		
10日	水						○
11日	木	屋外	16:20	18:20	2h	ランニング	
12日	金	体育館	16:20	18:20	2h		
13日	土						○
14日	日	体育館	9:00	12:00	3h		
15日	月						○
16日	火	〇階廊下	16:20	18:20	2h		
17日	水					全校一斉部活動休養日	○
18日	木	〇階廊下	16:20	18:20	2h		
19日	金	体育館	16:20	18:20	2h		
20日	土	体育館	9:00	12:00	3h		
21日	日	〇〇区体育館	9:00	14:00	5h	〇〇大会（2試合予定）	
22日	月						○
23日	火						○
24日	水	体育館	16:20	18:20	2h		
25日	木	体育館	16:20	18:20	2h		
26日	金	屋外	16:20	18:20	2h	ランニング	
27日	土	〇〇中学校	9:00	12:00	3h	練習試合	
28日	日						○
29日	月						○
30日	火	体育館	16:20	18:20	2h		
31日	水	体育館	16:20	18:20	2h		

	平日	土日祝
部活動休養日数	7	3

【連絡】

顧問氏名	〇〇 〇〇
------	-------

※ 上記例を参考にしながら、各部活動の休養日及び活動開始時間・終了時間、活動場所等が把握できるものを、各学校の実態に応じて作成する。

## 札幌市立学校に係る部活動の方針

発 行 平成 31 年（2019 年）3 月

最終改定 令和 2 年（2020 年）3 月

札幌市教育委員会学校教育部児童生徒担当課  
〒060-0002  
札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 S T V 北 2 条ビル 3 階  
電話 (011) 211-3861 FAX (011) 211-3862